

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 28日

長野県知事 阿部 守一 様

提出者

住 所 長野県上水内郡信濃町大字柏原2222番地

氏 名 信濃電気製錬株式会社柏原工場
取締役工場長 成瀬 雅彦

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 026-255-3010

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	信濃電気製錬株式会社 柏原工場
事業場の所在地	長野県上水内郡信濃町大字柏原2222番地
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	研磨剤製造業[2171]
②事業の規模	製造品出荷額 411,084万円(R5年度)
③従業員数	76名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】 様式第2号の8 別紙1の通り		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) (汚泥) 排水処理設備からの汚泥について、脱水による減量化を実施。砥石屑汚泥について、再生利用を実施。 (廃プラスチック類) フレコンバッグについて廃棄物熱回収施設設置者認定業者による焼却(サーマルリサイクル)により減量化を実施。分別したプラスチックパレットについて再生利用を実施。		
②計画	【目標】 様式第2号の8 別紙1の通り		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) (汚泥) 微粉脱水汚泥は、処理時間短縮による排水量減量による減量化。工場プロセス排水リサイクルによる排出量の減量化。砥石屑汚泥は不良発生率の削減。非生産部門での薬品購入量を抑えることで排出量を削減。 (廃プラスチック類) 再生利用(パレット)・焼却(熱回収)処分以外のものを調査し、再生・焼却可能なものを分別し、再生利用・焼却(熱回収)量の向上による最終埋立処分の減量化。 (廃油) マシンオイルについて、交換頻度を変更することで排出量を削減。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) (汚泥) 微粉脱水汚泥は脱酸剤用途、再生土砂用途とその他に分別。 (廃プラスチック類) 再生利用品(パレット)、焼却(熱回収)品とその他に分別。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の分別を継続する。 (金属屑) 埋立扱いの廃棄物について、金属屑(再生利用)と可燃ゴミ等との分別を実施。電池類について、アルカリ・マンガン乾電池とそれ以外の分別を実施。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】 様式第2号の8 別紙1の通り	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組) (汚泥) 微粉脱水汚泥、及び砥石屑汚泥の再生利用を実施。 (廃プラスチック) H27年4月からプラスチックパレットの再生利用を実施している。	
②計画	【目標】 様式第2号の8 別紙1の通り	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組) (汚泥) 微粉脱水汚泥は、取水量削減による減量化。砥石製造部門からの廃棄物の再生利用化。 (木屑) 分別による全量再生利用化。	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】 様式第2号の8 別紙1の通り	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t t
②計画	【目標】 様式第2号の8 別紙1の通り	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t t
(今後実施する予定の取組) (汚泥) 微粉脱水汚泥は、処理時間短縮による排出量の減量化。工場プロセス排水リサイクルによる排出量の減量化。砥石屑汚泥については不要成分を焼却し、有価物化を検討する。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】 様式第2号の8 別紙1の通り	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組) 埋立処分、海洋投入処分の実績なし。	
②計画	【目標】 様式第2号の8 別紙1の通り	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組) 埋立処分、海洋投入処分の予定なし。	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】 様式第2号の8 別紙1の通り	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への処理委託量	t t
	再生利用業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t t
	(これまでに実施した取組) (汚泥) 微粉脱水汚泥の再生利用(再生土砂、脱酸剤)化。金珪集じん微粉の製品回収化による処理委託量の減量。砥石屑汚泥の再生利用を実施。 (廃プラスチック類) H27年4月からプラスチックパレットを再生利用している。H29年度から廃止となったフレコンバッグの再生利用(固形燃料化)に代わり、廃棄物熱回収施設設置者認定業者による焼却(サーマルリサイクル)により減量化を実施。	

②計画	【目標】様式第2号の8 別紙1の通り	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>再生利用化を進め、最終埋立処分を減量させ、ゼロエミッションを目指す。 (汚泥) 埋立処分から再生利用処理による減量化。砥石製造部門からの廃棄物の再生利用化と有価販売化。 (廃プラスチック類) 再生利用(パレット)・焼却(熱回収)処分以外のものを調査し、再生・焼却可能なものを分別し、再生利用・焼却(熱回収)量の向上による最終埋立処分の減量化。 (木屑) 分別による全量再生利用化。</p>	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

令和6年度産業廃棄物処理計画書（産業廃棄物の実績及び計画の量）

実績：前年度産業廃棄物排出量

計画：当年度産業廃棄物排出量の目標値

単位：t

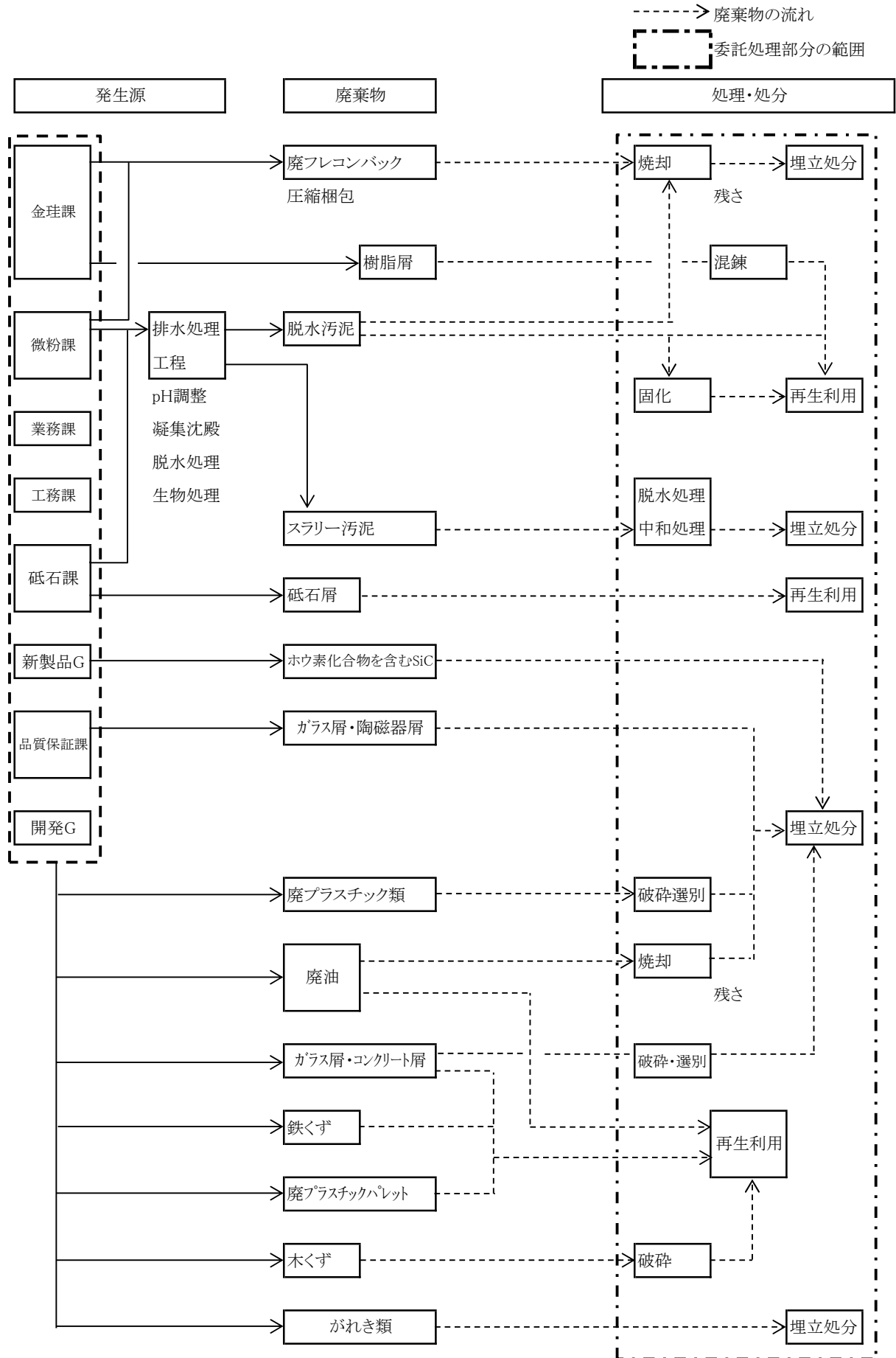
産業廃棄物の種類	総排出量		自ら再生利用を行った（行う）量		自ら行う中間処理				処理の委託													
					自ら熟回収を行った（行う）量		自ら中間処理により減量した（する）量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用者への処理委託量		認定熟回収業者への処理委託量		認定熟回収業者以外の熟回収を行う業者への処理委託量			
	自ら直接再生利用した量等を含めた事業場における産業廃棄物の合計量		自ら直接再生利用する量と自ら中間処理を行った後に再生利用する量				中間処理前の量から中間処理後の量を引いた量		自ら直接埋立・海洋投入処分する量と自ら中間処理した後に自ら埋立・海洋投入処分する量		自社内で処理を行わず直接委託した量と自ら中間処理した残さ量のうち処理業者に委託して処理する量		優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）		中間処理後、有効利用されている場合の委託量（委託先から別の業者に売却等される場合を含む。）		認定熟回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）		認定熟回収施設設置者以外の熟回収を行っている処理業者への焼却処理委託量			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳		
実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	
1 燃え殻	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
2 汚泥	125,541.66	124,286.23	44.58	44.13	0.00	0.00	125,474.80	124,220.05	0.00	0.00	22.28	22.05	16.12	15.95	7.59	7.51	14.09	13.94	0.00	0.00	0.00	0.00
3 廃油	0.29	0.28	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.29	0.28	0.29	0.28	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.29	0.28
4 廃酸	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
5 廃アルカリ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
6 廃プラスチック類	25.24	24.98	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	25.24	24.98	25.24	24.98	0.00	0.00	16.40	16.23	0.00	0.00	0.00	0.00
7 紙くず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
8 木くず	4.11	4.06	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	4.11	4.06	4.11	4.06	2.61	2.58	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
9 繊維くず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
10 動植物性残さ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
11 ゴムくず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
12 金属くず	27.524	27.24	0	0	0	0	0	0	0	0	27.524	27.24	0	0	27.524	27.24	0	0	0	0	0	0
13 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	27.96	27.68	0	0	0	0	0	0	0	0	27.96	27.68	27.96	27.68	27.52	27.24	0	0	0	0	0	0
14 鋳さい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15 がれき類	0.08	0.07	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.08	0.07	0.08	0.07	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
16 家畜ふん尿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17 家畜の死体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18 動物系固形不要物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19 ばいじん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 処分するために処理したもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21 廃電気機械器具	0.119	0.11	0	0	0	0	0	0	0	0	0.119	0.11	0	0	0.119	0.11	0	0	0	0	0	0
22 水銀使用製品産業廃棄物	0.21	0.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0.21	0.2	0.21	0.2	0.14	0.13	0	0	0	0	0	0
合計	125,627.19	124,370.85	44.58	44.13	0.00	0.00	125,474.80	124,220.05	0.00	0.00	107.81	106.67	74.01	73.22	65.50	64.81	30.49	30.17	0.29	0.28		

※ 総排出量＝自ら再生利用を行った（行う）量＋自ら中間処理により減量した（する）量＋自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量＋全処理委託量

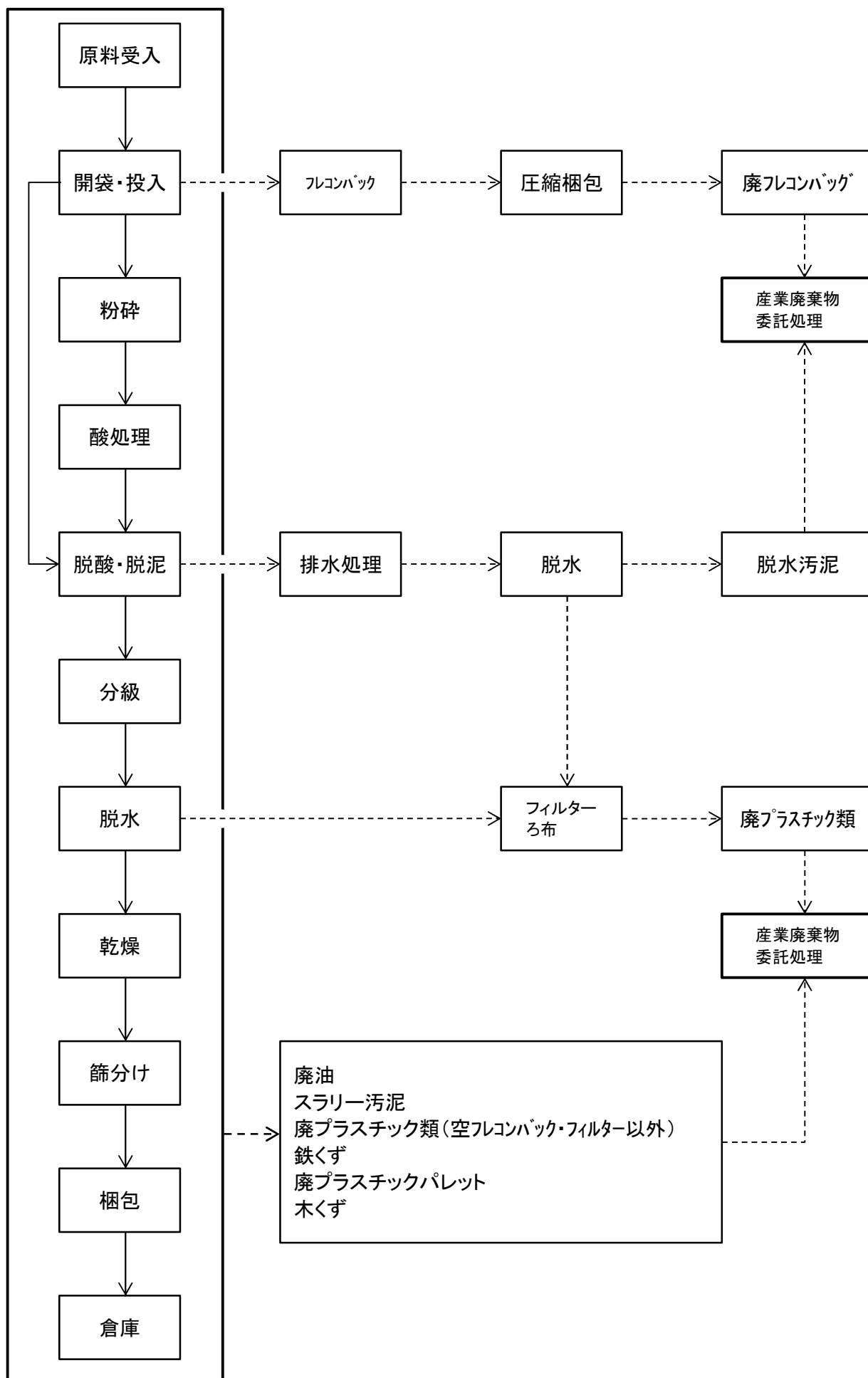
【記載方法】

- ・各産業廃棄物の種類ごとに該当の箇所の左に前年度の実績（現状）を右に本年度の目標（計画）の産業廃棄物の量を記載してください。
- ・「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入し、右欄にそれぞれの内訳を記載してください。
- ・「自ら再生利用を行った（行う）量」の欄は、自ら直接再生利用した量と自ら中間処理した後再生利用した量を記載してください。
- ・「自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量」は、自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量と自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分をした量を記載してください。

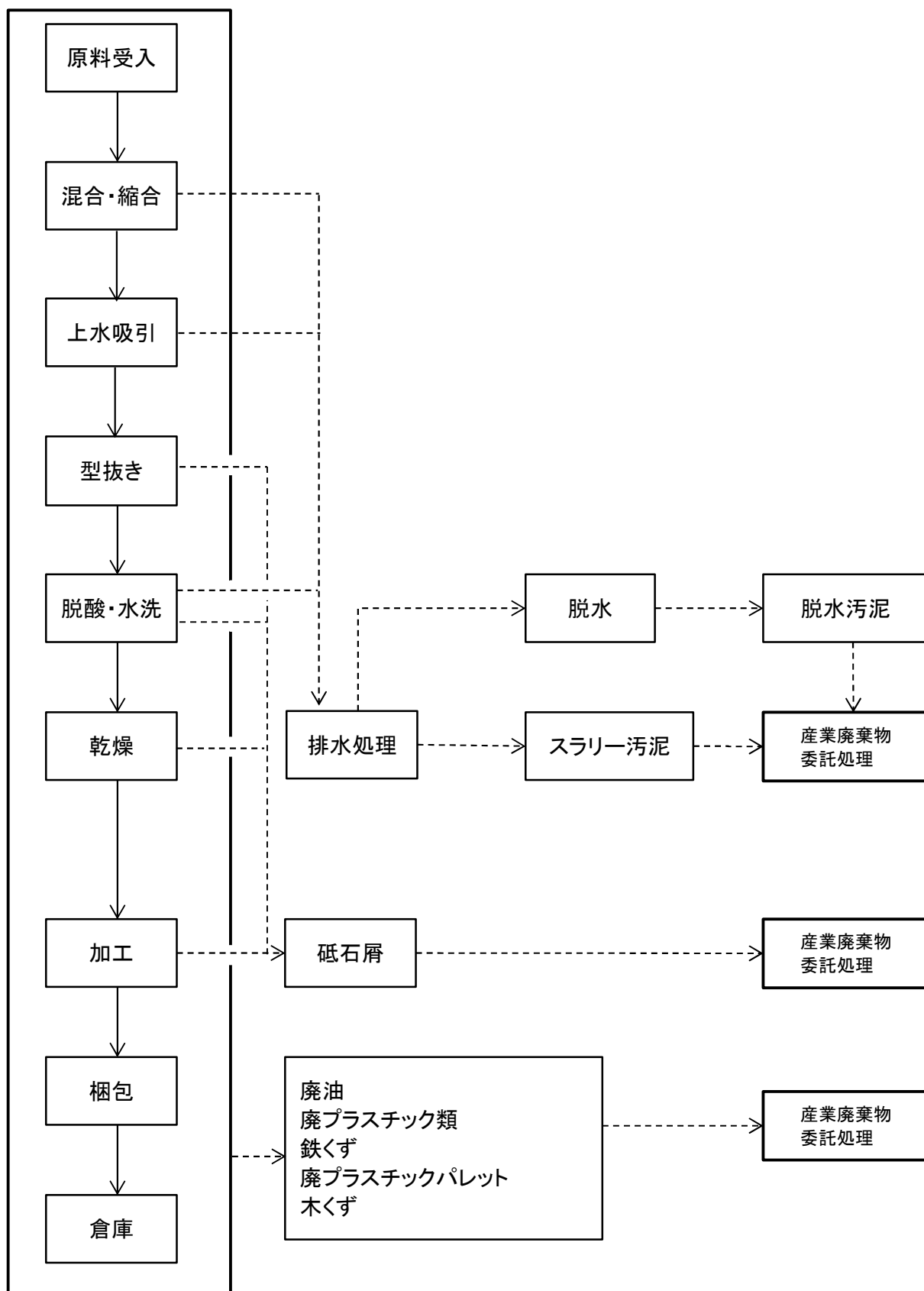
廃棄物処理フロー



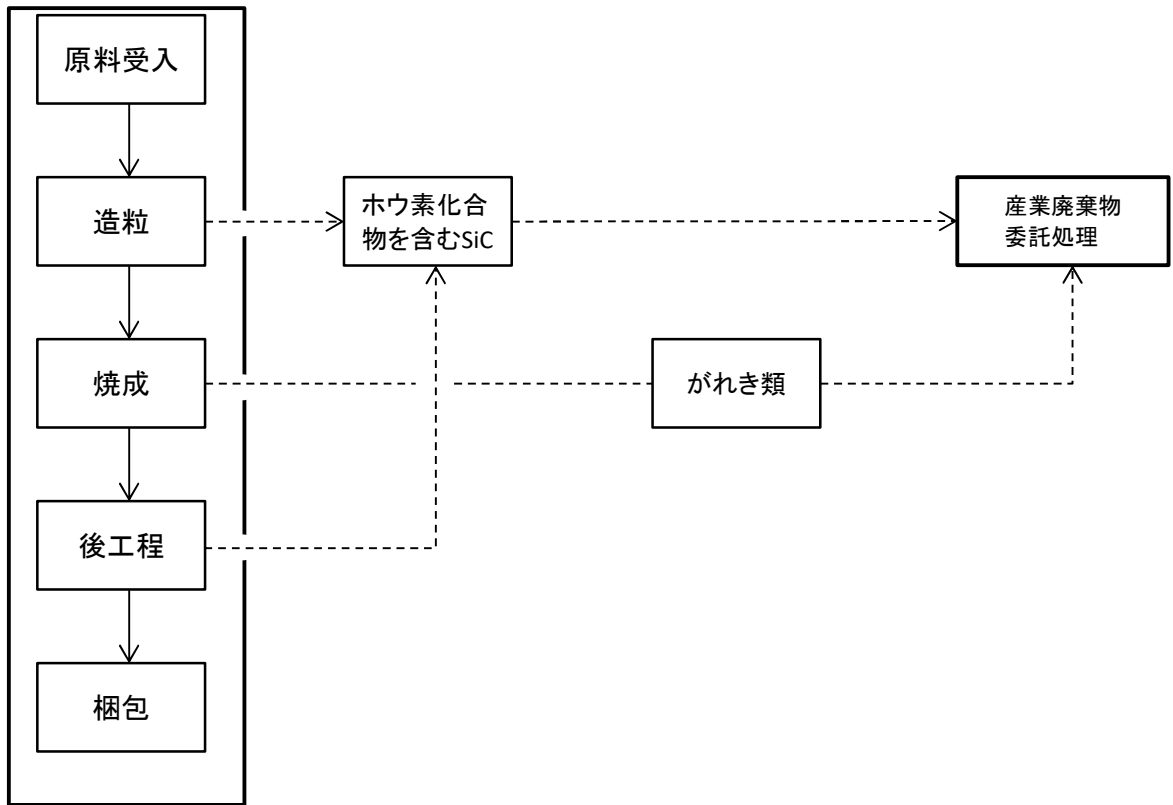
微粉課関係フローシート



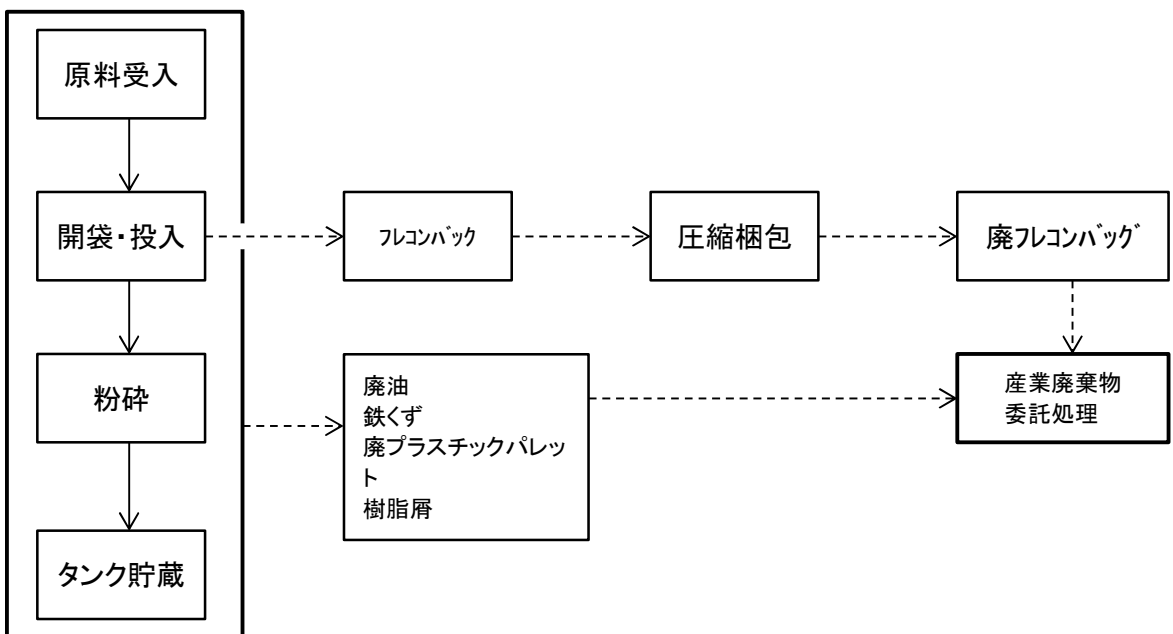
砥石課関係フローシート



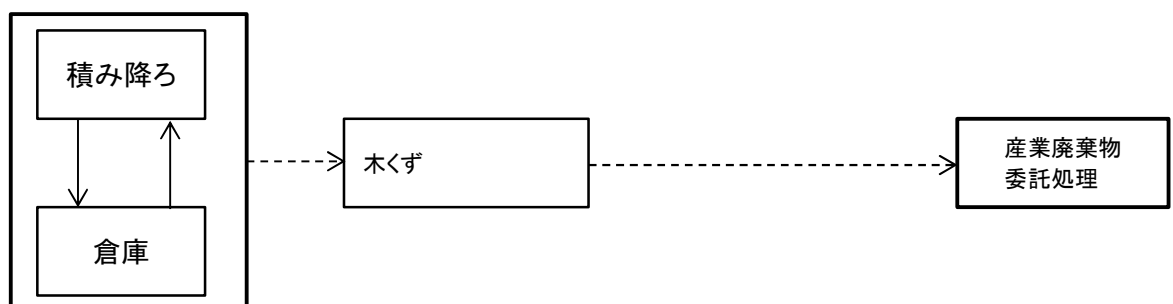
新製品グループ関係フローシート



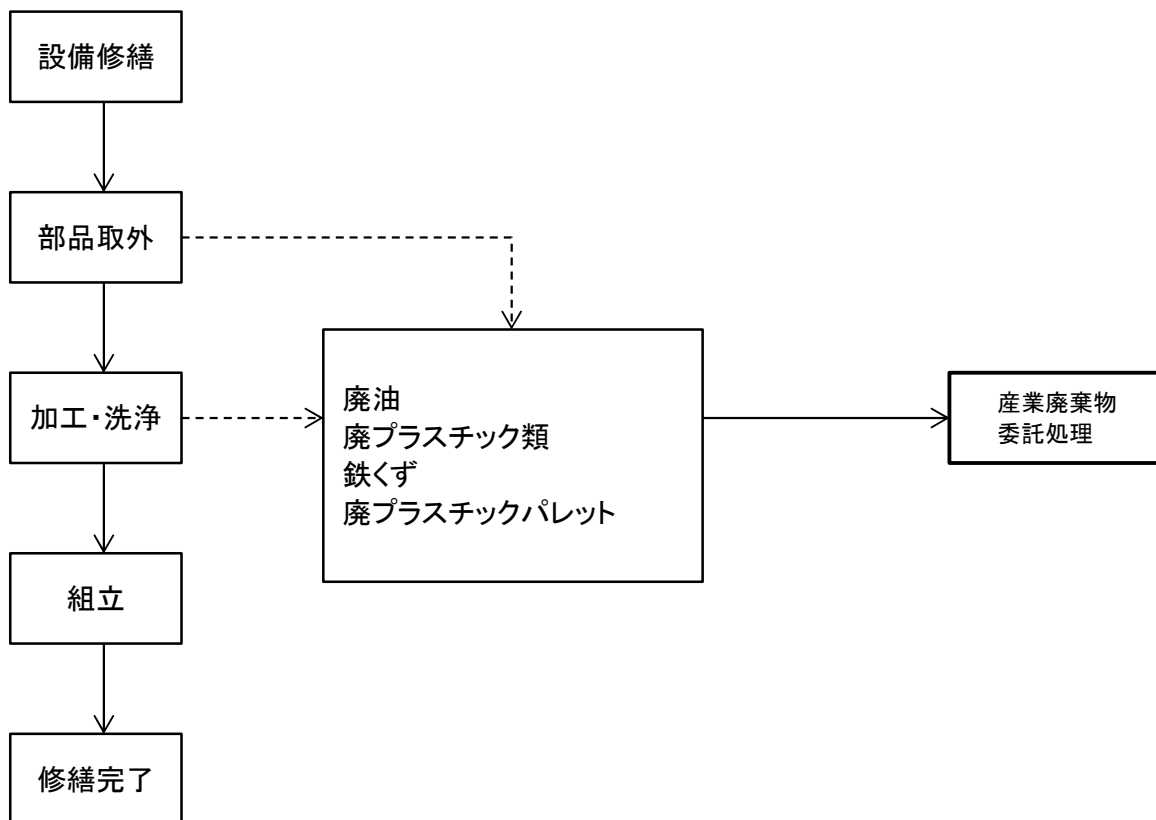
金珪課関係フローシート



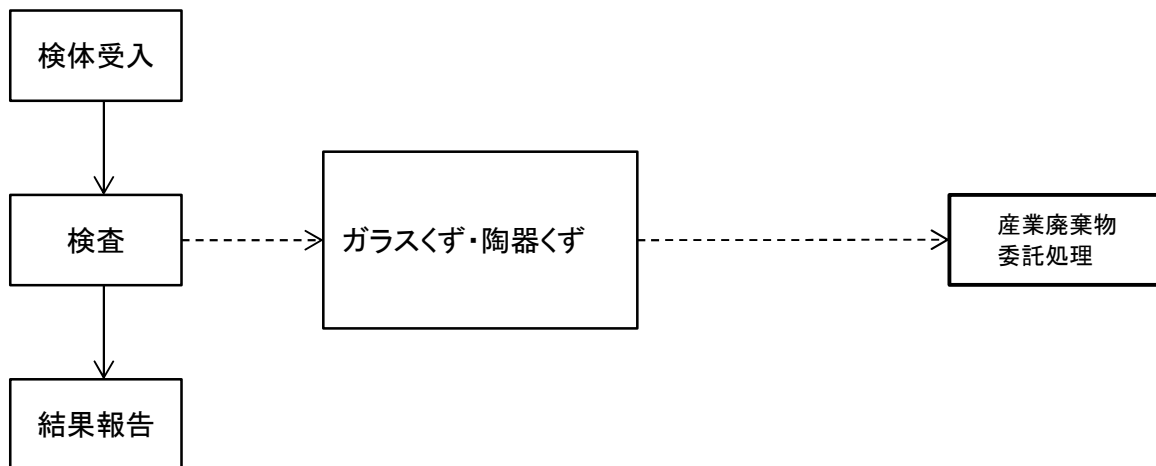
業務課関係フローシート



工務課関係フローシート



品質保証課関係フローシート



別紙6:(管理体制図)

(1) 責任者及び管理組織と役割

産業廃棄物総括責任者
(工場長)

a. 廃棄物処理の総括

産業廃棄物管理責任者
(環境保安管理課長)

a. 廃棄物に関し、環境保安管理課の業務の管理監督

環境保安管理課

- a. 廃棄物に関する事務局
- b. 廃棄物に関する連絡調整業務
- c. 廃棄物処理に関する委託業務
- d. 廃棄物の成分分析業務
- e. 廃棄物管理票の管理に関する業務
- f. 廃棄物処理に関する諸官庁の届出業務
- g. その他、廃棄物に関する業務

事務部

部長

事務課

課長

業務課

課長

- a. 発生する廃棄物の分別・保管管理、保全に努める
- b. 廃棄物の減量化推進に努める
- c. 廃棄物に関する部下の教育指導の義務

製造部

部長

微粉課

課長

砥石課

課長

金珪課

課長

工務課

開発部

部長

開発G

G長

新製品G

G長

品質保証課

課長